

意見案第5号

朝鮮民主主義人民共和国からの不審船に関する意見書

先月28日、本道において、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）籍の漁船と見られる木造船が渡島半島沖の松前小島に着岸し、さらに同船の乗組員が本道に上陸し島内の漁業関連施設の備品などを持ち出したとして、その後、窃盗の容疑で逮捕される事件が発生した。

このような朝鮮半島から来たと見られる木造船が我が国に漂着・漂流する事案は最近急増しており、先月だけで28件を数え、昨年12月のおよそ2倍に達していると報じられている。

こうした背景には、我が国の排他的経済水域内や領海内において、外国漁船による違法操業が繰り返し行われ、無秩序な乱獲による漁場の荒廃や我が国の漁船への妨害行為などが常態化していることが挙げられるが、このことは我が国の領土及び領海並びに排他的経済水域の保全や漁業者の安全・利益を確保する観点において、看過することのできない異常事態である。

このたびの不審船については、北朝鮮籍の船舶が警告や拿捕されることなく我が国の領海内に侵入し、さらには乗組員が領土に上陸したことを示す結果となり、北朝鮮による日本人拉致事件がいまだ解決しない状況の中で沿岸市町村を初めとする多くの道民が大きな不安を抱えている。

よって、国においては、我が国の領土及び領海並びに排他的経済水域と国民の生命・財産を守るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 我が国の領土及び領海並びに排他的経済水域を侵す、あらゆる行為について毅然とした態度で臨むこと。
 - 2 外国漁船による違法操業等に対処するため、関係省庁による警備体制を強化するとともに、拿捕を含む強力かつ効果的な措置を実施すること。
 - 3 船舶などの漂着物の処理等を円滑かつ継続的に実施するため、地方公共団体に対する財政支援措置を講ずるとともに、地方負担が発生しないよう補助率を引き上げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
防衛大臣
内閣官房長官

各通

北海道議会議長 大谷 亨